

令和5年6月23日
消 防 庁

「消防力の維持・強化のための消防体制の構築に関する検討会」 報告書の公表

消防庁では、人口減少、災害の激甚化・多様化等の消防を取り巻く環境の変化に的確に対応し、消防力を維持・強化していくため、消防の広域化推進期限（令和6年4月1日）後における消防の広域化や連携・協力による消防体制の構築の必要性、促進策等に関し検討を行うため「消防力の維持・強化のための消防体制の構築に関する検討会」を開催し、検討を行ってきました。

この度、検討の結果を報告書として取りまとめましたので公表します。

○消防力の維持・強化のための消防体制の構築に関する検討会報告書（概要）

- ・ 報告書の概要については別紙のとおりです。
- ・ 報告書の全文は、消防庁ホームページに掲載します。

※消防庁ホームページ

（URL：https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/post-135.html）



【問い合わせ先】

消防庁消防・救急課
田邊課長補佐、谷川係長、小泉事務官、中村事務官
電話：03-5253-7522
e-mail：keibou_atmark_ml.soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。送信の際には、「@」に変更してください。

1 検討会の目的

人口減少、災害の激甚化・多様化等の消防を取り巻く環境の変化に的確に対応し、消防力を維持・強化していくため、消防の広域化推進期限（R6.4.1）後における消防の広域化や連携・協力による消防力の維持・強化のための消防体制の構築の必要性、促進策等に関し検討を行うもの。

2 検討会の委員

座長	原田 久	立教大学法学部 教授
委員	磯打 千雅子	香川大学創造工学部特命准教授
	井田 知也	近畿大学経済学部国際経済学科教授
	伊藤 正次	東京都立大学大学院法学政治学研究科教授
	大石 健二	北海道とちかち広域消防局長
	角田 悠紀	富山県高岡市長
	木村 俊雄	神奈川県寒川町長
	小池 重一（～R5.3）	大阪府危機管理室長
	西 俊光（R5.4～）	〃
	廣井 悠	東京大学先端科学技術研究センター教授
	福田 和幸	熊本県熊本市消防局長
本山 和平	高知県高知市消防局長	
山崎 剛	茨城県防災・危機管理部長	
オブザーバー	吉田 敏治	全国消防長会事務総長

3 検討会での審議内容等

- (1) 消防の広域化等の必要性
- (2) 消防の広域化の推進方策
- (3) 消防の連携・協力の推進方策

< 審議経過 >

第1回検討会	令和5年1月27日
第2回検討会	令和5年3月 1日
第3回検討会	令和5年3月27日
第4回検討会	令和5年4月27日
第5回検討会	令和5年6月 2日

4 消防の広域化、連携・協力の進捗状況

平成18年度（消防の広域化法制化） **第Ⅰ期** → 平成25年度 **第Ⅱ期** → 平成30年度 **第Ⅲ期** → 令和6年度（予定）

広域化		26地域68団体	26地域81団体	7地域15団体 (うち5地域10団体は連携・協力からの進展)	…第Ⅲ期では広域化の進捗が鈍化
連携・協力	指令の共同運用	49地域206団体		14地域52団体	…指令の共同運用以外の連携・協力は実施実績が低調
	消防用車両の共同整備	4地域8団体		5地域11団体	

～（１）消防の広域化等の必要性～

消防を取り巻く社会環境等の変化

- 総人口は減少の見通しであり、各消防本部の人的基盤等が、将来的に弱まっていくおそれ
- コロナ禍により救急搬送困難事案が多発し、消防・救急体制への負担が蓄積した教訓を踏まえ、将来に向けても新たな感染症等への備えが必要
- 広域的に被害が発生する大規模災害が近年、激甚化・頻発化しており、さらに、近い将来の大地震等発災への警戒が必要 等

消防活動における広域化等の必要性

- 特に小規模消防本部が中長期的にも現行と同程度の消防力を確保していくためには、十分な消防体制を確立する必要
- さらに、各消防本部においては、将来的にも、平時の消防体制だけでなく、大規模災害時の発災直後から最低限の対応ができる体制を確保する必要性が高まっている。

具体的には、大規模災害時の消防体制として、

(1)応援到着前の初動体制の確保の必要

(2)応援部隊との効果的な連携体制の構築の必要

なお、コロナ禍の教訓を踏まえ、平時の消防体制としても、

(3)感染症等に強い体制の確保の必要

- そのため、消防の広域化等の取組を引き続き推進することで、以下のような効果を発揮し、消防力の維持・強化を図ることが必要

平時の消防活動における広域化等の主な効果

- ①現場到着時間等の短縮
- ②初動体制の強化
- ③活動要員の増強、業務の専門化・高度化
- ④組織の活性化
- ⑤経費削減

→ 本部の規模が拡大し、消防署所が増えることで、複数の部隊による迅速な消火・救急搬送等が可能となる。

また、職員の専任化等による高度な警防・予防活動が図られ、事案の早期対処等が図られる。

大規模災害時の消防活動における広域化等の主な効果

- ①本部規模の拡大に伴う部隊運用の柔軟化
- ②消防機能の高度化等
- ③出動部隊数の確保
- ④統一指揮下での部隊運用
- ⑤災害対応の経験・ノウハウの共有

→ 本部の規模が拡大し、部隊運用の柔軟化等が図られることで、突然の大災害に対する即応体制を構築することが可能となる。

また、組織の一体化により、統一指揮下での部隊運用や大規模災害対応の経験が共有されること等により、迅速かつ的確な災害対応活動につながる。

消防力の維持・強化のための消防体制の構築に関する検討会 報告書（概要）

～（２）消防の広域化の推進方策～

消防の広域化推進の基本的考え方

- ① 近年、消防の広域化の実現状況が鈍化していることから、消防本部が広域化に対して抱える懸念を踏まえ、これらへの対応策を講ずることにより、広域化の促進を図ることが必要
- ② また、消防の広域化が進む地域においては、都道府県や地域の核となる中心消防本部の積極的な取組が行われていることから、これらの取組の他地域への横展開を図ることが重要

①広域化に対する消防本部の懸念への対応

（消防本部が抱える主な懸念）

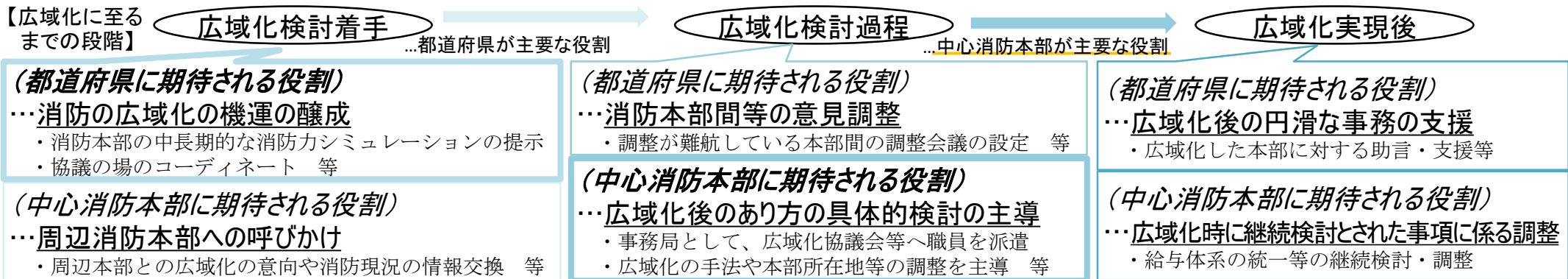
- 広域化したことに伴う新たな事務負担（組合議会事務等）の増
- 広域化時に継続検討とされた事項（給与体系の統一等）に係る調整の負担
- （小規模消防本部にとって）広域化の効果が見込まれない
- （大規模消防本部にとって）消防力の流出が懸念される

（対応策）

- 広域化した本部に対する構成市町村の人的支援等を促進
- 広域化時に継続検討とされた事項の解決に係る優良事例の横展開
- 広域化等の効果や実績に係る周知・説明

②消防の広域化の実現に至るまでの各主体に期待される役割

関係する消防本部の中から、地域の实情に応じて、新たに中心消防本部※を設定することを可能とし、中心消防本部、都道府県、消防庁のそれぞれが期待される役割を果たすことで広域化を推進する。



（消防庁に期待される役割）

・都道府県や中心消防本部が上述の役割を果たすに当たり、必要となる情報の提供や財政措置を含めた支援を行うことが望まれる。

※中心消防本部：地域の实情に応じて、地域の核となり広域化の検討を主導する消防本部として、当該本部の同意の上、都道府県広域化推進計画に位置付けられた消防本部

消防力の維持・強化のための消防体制の構築に関する検討会 報告書（概要）

～（３）消防の連携・協力の推進方策～

消防の連携・協力推進の基本的考え方

（現状の課題等）

- 指令の共同運用の実績は多く、応援出動効率化や経費削減効果が生じている消防本部は多数
一方、その他の分野の連携・協力の実績は少なく、部隊の高度化等の効果を楽しんでいる消防本部は限定的
- そのため、指令の共同運用に加え、当該消防本部の直面している課題に合わせた多様な連携・協力を促進していくことが必要

（今後の消防の連携・協力の推進の考え方）

- 指令の共同運用については、消防本部のニーズも高く、引き続き促進していくとともに、**高度な運用（ゼロ隊運用・直近指令）の活用を促進**
- その他の分野については、消防本部の現在の取組状況を踏まえ、**既存の連携・協力の類型を消防本部のニーズに応じて見直した上で、多様な類型の連携・協力の取組を促進していく。**

※各消防本部が、必要に応じて、多様かつ複数の連携・協力の取組を進めることで、「職員間のつながり、意識の共有」、「広域的に消防事務を行うことの効果の実感」、「共同で消防事務の処理を行うという実績の蓄積」といった、広域化の下地が積み重なっていき、将来的な消防の広域化へ段階的につながっていくことも期待される。

消防の広域化につながる、連携・協力の多様な類型のあり方

<これまでの類型>

- ①指令の共同運用
- ②消防用車両の共同整備
- ③高度・専門的な違反処理や特殊な火災原因調査等の予防業務における消防の連携・協力
- ④境界付近における消防署所の共同設置
- ⑤専門的な人材育成の推進
- ⑥応援計画の見直し等による消防力の強化

<新たな類型>

- ①指令の共同運用
- ②消防用車両、**資機材等**の共同整備
- ③高度・専門的な違反処理や特殊な火災原因調査等の予防業務における消防の連携・協力
- ④**特殊な救助等専門部隊（水難救助隊、山岳救助隊、NBC災害対応隊等）の共同設置**
- ⑤専門的な人材育成の推進
- ⑥**訓練の定期的な共同実施**
- ⑦**現場活動要領の統一**

※消防庁においては、各消防本部が連携・協力を実施する際に、アドバイザーの派遣や優良事例の横展開等に加え、財政措置等により支援することが望まれる。